

令和 7 年度 職業訓練指導員試験受験案内

大分県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき職業訓練指導員としての資格を取得するために行うもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(※この試験は大分県職業訓練指導員の採用試験ではありません)

免許を取得されると

- * 免許取得者は、その職種について技能検定（1 級・単一等級・2 級・3 級）を受検するとき、学科試験の全部が免除になります。
- * 免許取得後 1 年の実務経験で 1 級の技能検定が受検できます。
- * 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表 11 に掲げる職種（別表 1 参照）

2 試験科目

学科試験のうち指導方法

（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 受験資格

実技試験の全部、及び学科試験のうち関連学科が免除される者

（受験資格及び試験の免除の範囲については別表 2-(1)または別表 2-(2)参照）

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 拘禁刑以上の刑、又は旧刑法の禁錮刑以上に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

また、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、試験に合格しても職業訓練指導員免許を受けることができません。

4 試験日時及び試験会場

(1) 日 時 : 令和 7 年 11 月 27 日(木)午前 10 時 00 分から

(2) 会 場 : 大分職業訓練センター〔大分市大字下宗方字古川 1035-1〕

※集合時刻や試験時間等の詳細については、申請受理後送付する受験票に記載します。

5 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア. 職業訓練指導員受験申請書

イ. 写真 2 枚（縦 4cm×横 3cm、申請前 6 か月以内に撮影した上半身正面無帽のもの）
裏面に氏名を記入してください

ウ. 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類

（合格証書、卒業証書、修了証書、実務経験証明書等）

(2) 書類の提出先

ア. 郵送・持参

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県商工観光労働部産業人材政策課 宛て

※郵送の場合は、簡易書留で、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きししてください。

イ. 電子申請

右のQRコードより大分県庁ホームページにアクセスし、申請を行ってください。



(3) 受付期間

令和7年10月2日(木)～10月20日(月)16時15分

<郵送>10月20日(月)の消印のあるものまで受け付けます。

<持参>土・日曜日・祝日を除く8時30分～16時15分

<電子申請>土・日曜日・祝日も申請することができます。

(4) 受験手数料

①手数料の額 学科試験 **3,100 円**

②納付方法

ア. 郵送・持参 受験手数料相当額の**大分県収入証紙**を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。**(収入印紙ではありません。)**

※大分県収入証紙の主な取扱窓口

大分県納付センター、各振興局、各土木事務所等の県の機関、大分県職員消費生活協同組合の売店等

イ. 電子申請 申請時に、「オンライン決済」か「納入通知書で金融機関にて支払」を選択してください。

なお、申請書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しません。

学科試験のすべてを受験する場合でも、学科試験の一部を受験する場合でも、受験手数料は同額です。

(5) 受験票

受験申請書を受理した時は、後日受験票を送付します。

受験票は試験当日、必ず持参してください。

電子申請の場合は、申請システム上でデータにて交付しますので、試験当日は写真を貼り付けて持参してください。(写真は、電子申請時と同じものを貼り付けてください)

試験日の1週間前になっても受験票が到着しない場合には、お問い合わせください。

6 実技試験及び学科試験の全部の免除者(全免除者)の受験手続及び免許交付申請

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる方(以下「全免除者」という)も、受験申請が必要です。この場合、上記5(3)の申請書類受付期間に限らず、通年で申請することができます。併せて、職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。全免除者は、上記5(1)の受験に必要な書類と併せて、「職業訓練指導員免許申請書」を提出してください(受験手数料の納付は不要ですが、「免許交付手数料 2,300 円」が必要です。)申請書に収入証紙を貼付、または電子申請によって納付してください。

なお、職業訓練指導員免許申請書の様式は、大分県のホームページからダウンロード可能です。また、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しません。

7 合格発表

令和7年12月15日(月)に、大分県のホームページに合格者の受験番号を掲載し、合格者のみに合格を通知します。

8 試験結果の開示

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定に基づき、試験の得点を口頭により開示します。開示を希望する場合は、受験票及び受験者本人と確認できるもの(運転免許証等)を持参してください。受験者本人に限ります。(代理人は不可)なお、電話やはがき等による開示には応じられません。

開示場所: 大分県商工観光労働部産業人材政策課(県庁本館7階)

開示期間: 令和7年12月15日(月)から令和8年1月15日(木)の間

(土・日曜日・祝日・年末年始の休暇を除く8時30分から16時15分)

9 注意事項

(1) 受験当日は、受験票、筆記用具等を必ず持参してください。

(2) 受験申請後に、住所・勤務先等の変更があった場合は、直ちに連絡してください。

10 その他

受験申請書等の様式は、県のホームページでダウンロード出来るほか、県内各高等技術専門校、大分県職業能力開発協会、及び大分県商工観光労働部産業人材政策課において配付します。

【指導方法の試験参考図書】

『職業訓練における指導の理論と実際』

発行者 一般財団法人 職業訓練教材研究会

※当課での販売はしておりません。発行元または書店にてご購入ください。

【試験会場】

大分職業訓練センター

大分市大字下宗方字古川 1035-1

電話 097(542)3651

【試験会場までの公共交通機関】

○大分バス

明礪経由ふじが丘行

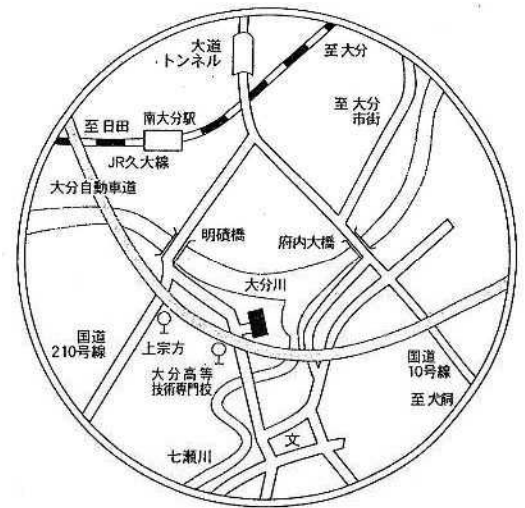
〃 田尻ニュータウン行

大分高等技術専門校
下車（徒歩 5 分）

明礪経由 各方面行

上宗方下車
（徒歩 15 分）

※乗り場は、大分駅前、トキハ前等です。



○この試験に関する問い合わせ先○

大分県商工観光労働部産業人材政策課 職業能力開発班

大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁本館7階） 電話 097-506-3330

別表 1

●職業訓練指導員免許職種一覧

	免許職種		免許職種		免許職種
1	園芸科	42	縫製科	83	住宅設備機器科
2	造園科	43	和裁科	84	さく井科
3	森林環境保全科	44	寝具科	85	土木科
4	鉄鋼科	45	帆布製品科	86	測量科
5	鋳造科	46	木型科	87	建築物設備管理科
6	鍛造科	47	木工科	88	ボイラー科
7	熱処理科	48	工業包装科	89	クレーン科
8	塑性加工科	49	紙器科	90	建設機械運転科
9	溶接科	50	製版・印刷科	91	港湾荷役科
10	構造物鉄工科	51	製本科	92	化学分析科
11	金属表面処理科	52	プラスチック製品科	93	公害検査科
12	機械科	53	レザー加工科	94	木材工芸科
13	電子科	54	ガラス科	95	竹工芸科
14	電気科	55	ほうろう製品科	96	漆器科
15	コンピュータ制御科	56	陶磁器科	97	貴金属・宝石科
16	発電電科	57	石材科	98	印章彫刻科
17	送配電科	58	麺科	99	塗装科
18	電気工事科	59	パン・菓子科	100	広告美術科
19	自動車製造科	60	食肉科	101	デザイン科
20	自動車整備科	61	水産物加工科	102	義肢装具科
21	自動車車体整備科	62	発酵科	103	電気通信科
22	航空機製造科	63	建築科	104	電話交換科
23	航空機整備科	64	枠組壁建築科	105	事務科
24	鉄道車両科	65	とび科	106	貿易事務科
25	造船科	66	建設科	107	流通ビジネス科
26	時計科	67	プレハブ建築科	108	写真科
27	光学ガラス科	68	屋根科	109	介護サービス科
28	光学機器科	69	スレート科	110	理容科
29	計測機器科	70	建築板金科	111	美容科
30	理化学機器科	71	防水科	112	ホテル・旅館・レストラン科
31	製材機械科	72	サッシ・ガラス施工科	113	観光ビジネス科
32	内燃機関科	73	畳科	114	日本料理科
33	建設機械科	74	インテリア科	115	中国料理科
34	農業機械科	75	床仕上げ科	116	西洋料理科
35	縫製機械科	76	表具科	117	臨床検査科
36	織布科	77	左官・タイル科	118	フラワー装飾科
37	織機調整科	78	築炉科	119	メカトロニクス科
38	染色科	79	ブロック建築科	120	情報処理科
39	ニット科	80	熱絶縁科	121	フォークリフト科
40	洋裁科	81	冷凍空調機器科	122	建築物衛生管理科
41	洋服科	82	配管科	123	福祉工学科

別表 2 - (1)

●受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格 (主 な も の)			実務経験 年 数	実技	免除の範囲		
					学 科		指導 方法
					関連学科		
					系基礎 学 科	専攻 学科	
学 校 教 育	●大学卒業	1 年以上			○	○	
	●短期大学卒業	2 年以上					
	●高等専門学校卒業	2 年以上			○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3 年以上					
	普通課程の高等学校以上卒業	5 年以上					
	中学校卒業(実務のみの経験者)	8 年以上					
職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練終了	1 年以上					
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練終了	—			○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練終了	1 年以上			○	○	
	●普通課程の普通職業訓練終了	2 年以上					
	●専修訓練課程の普通職業訓練終了	3 年以上					
	●短期課程の普通職業訓練(7 0 0 時間以上)終了	3 年以上					
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程(2 年)の専修学校卒業	3 年以上					
	●専門課程(3 年)の専修学校卒業	2 年以上					
	●高等課程若しくは一般課程(2 年)の専修学校又は各種学校(2 年)卒業	4 年以上					
	●高等課程若しくは一般課程(3 年)の専修学校又は各種学校(3 年)卒業	3 年以上					
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		—	○				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—			○		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—				○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		—					○
職業能力開発促進法による技能検定 1 級又は単一等級合格者 (ただし「バルコニー施工」「電子回路接続」は免除されません)		—	○		○	○	
職業能力開発促進法による技能検定 2 級合格者		—	○				
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—			△		○

(注) ●は免許職種に関する学科を修めて卒業していること。

△は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除される。

別表 2 - (2)

●他の法令による受験資格及び免除の範囲(主なもの)

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学科		指導方法
				関連学科	専攻学科	
			基礎学科			
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び压力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラー及び压力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	建設業法施行令による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者、第2種冷凍機械責任者又は第3種冷凍機械責任者の免状を有する者	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
発電電科	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
送配電科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気工事科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者又は電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事のみ			
		電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士若しくは第2級陸上無線技術士若しくは第1級アマチュア無線技術士若しくは第2級アマチュア無線技術士の免許を有する者又は昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者 昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備(内燃機除く)	○		○ (車枠及び車体整備法を除く)
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者		○	○	○
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者		○	○	
		航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学科		指導方法
				関連学科	専攻学科	
建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
枠組壁建築科						
ブロック建築科						
防水科						
プレハブ建築科						
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
測量科	測量法による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは1級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士若しくは第3級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくはソフトウェア開発技術者試験の合格証書を有する者等	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験の合格証書を有する者等		○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者、保健師助産師看護師法による保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の免許を有する者、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定（※1）に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	

※1 介護等の業務に3年以上従事した者であって、いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了したもの

別表 2 - (3)

●免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	造園
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解
	鋳造
	粉末冶金
	ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理
	金属材料試験
機械科	機械加工
	放電加工
	金型製作
	仕上げ
	機械検査
	機械保全
	油圧装置調整
	テクニカルイラストレーション
	機械・プラント製図
	切削工具研削
塑性加工科	金属プレス加工
	工場板金
	建築板金
	鉄工
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めつき
	アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続
	電子機器組立て
	半導体製品製造
	自動販売機調整
電気科	電気機器組立て
	自動販売機調整
	電気製図
自動車製造科	内燃機関組立て
鉄道車両科	鉄工
	鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
製材機械科	切削工具研削
内燃機関科	内燃機関組立て
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
縫製機械科	縫製機械整備
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
縫製科	布はく縫製
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
木工科	機械木工
	家具製作
	建具製作
工業包装科	工業包装
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版
	印刷

免許職種	技能検定職種
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形
	強化プラスチック成形
陶磁器科	陶磁器製造
石材科	石材施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造
	菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造
	酒造
建築科	建築大工
	枠組壁建築
	バルコニー施工
	サッシ施工
枠組壁建築科	建築大工
	枠組壁建築
	バルコニー施工
とび科	とび
建設科	型枠施工
	鉄筋施工
	コンクリート圧送施工
屋根科	かわらぶき
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウオール施工
	ガラス施工
	サッシ施工
畳科	畳製作
インテリア科	内装仕上げ施工
	表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
表具科	表装
左官・タイル科	左官
	タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築
	エ-エルシーパネル施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工
配管科	配管
住宅設備機器科	配管
さく井科	さく井
	ウエルポイント施工
土木科	ウエルポイント施工
建築物設備管理科	ビル設備管理
化学分析科	化学分析
公害検査科	化学分析
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
塗装科	塗装
	塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
写真科	写真
日本料理科	調理
中国料理科	調理
西洋料理科	調理
フラワー装飾科	フラワー装飾
メカトロニクス科	電気機器組立て
建築物衛生管理科	ビルクリーニング

※ 本表に記載の無い、名称変更又は廃止されている技能検定職種については、お問合せください。